

# 愛媛県財政構造改革基本方針

平成17年10月

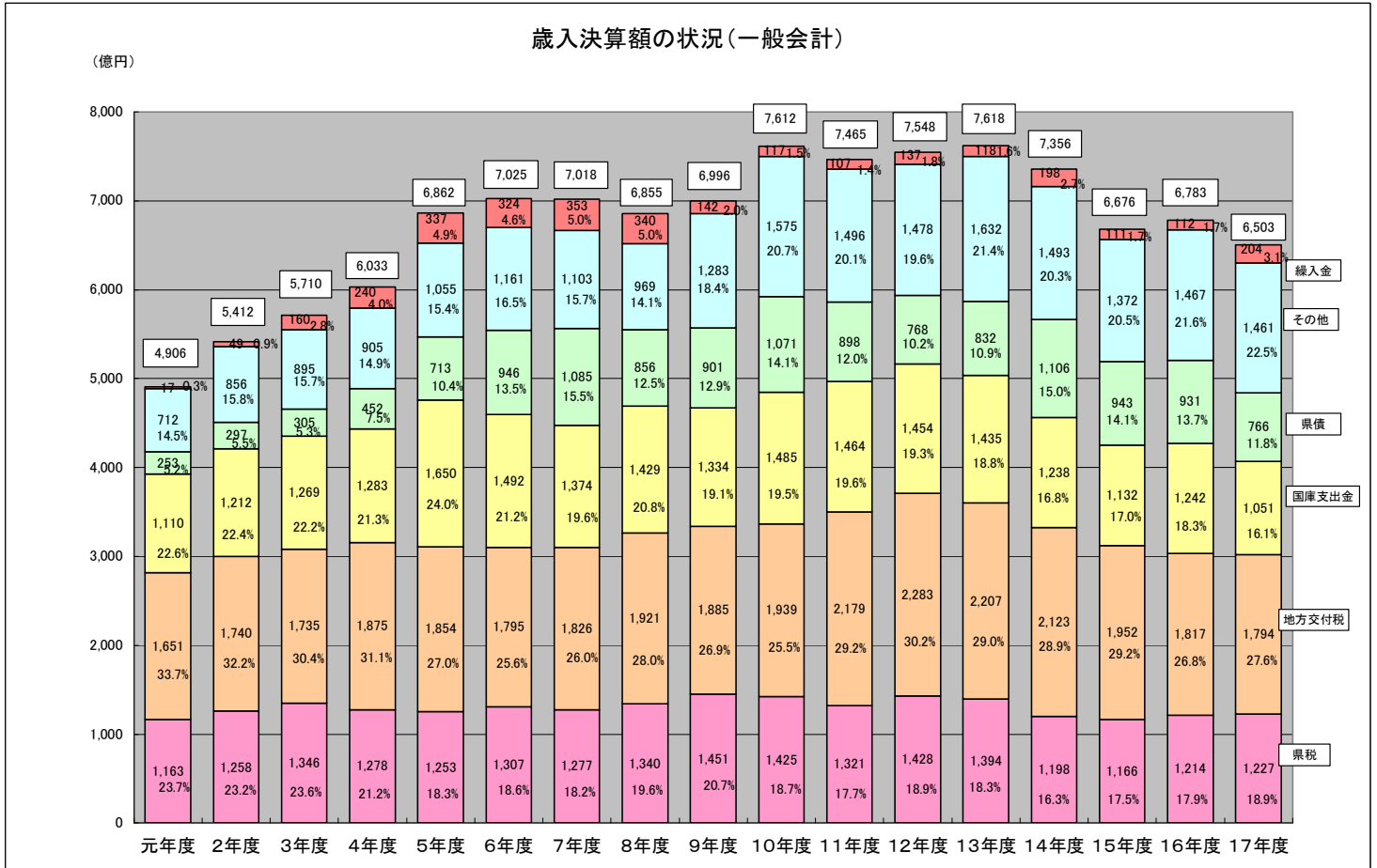
愛 媛 県

# 愛媛県財政構造改革基本方針

## I 財政の現状と今後の見通し

### 1 財政の現状

#### (1) 歳入の状況



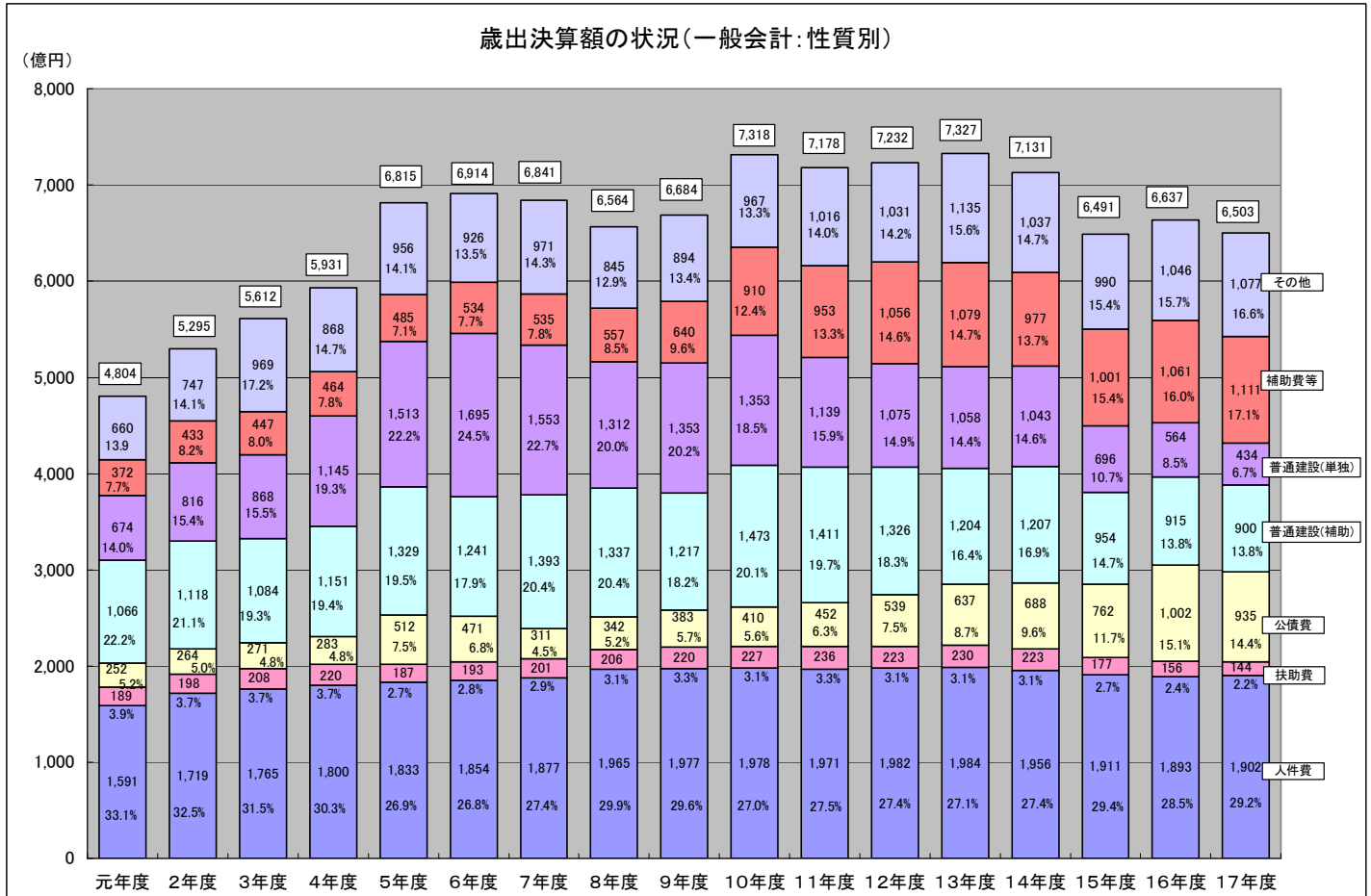
※ 17年度は9月現計予算

歳入総額の推移は、平成13年度のピーク時には元年度の1.5倍まで達した後、平成15年度に急減している。これは「県税」「地方交付税」などが減少したために使用可能な一般財源が縮小し、また、地方財政計画の圧縮に伴い、投資的経費の縮減などが図られたことから、結果的に「国庫支出金」や「県債」も減少したためである。

なお、本県は、「県税」「繰入金」等の自主財源が40%程度にとどまり、「地方交付税」「国庫支出金」「県債」など、国等への依存財源が約60%を占めており、国の経済・財政運営の動向に影響されやすい財政体質となっている。

また、「県債」は、平成7年度に元年度の約4.3倍となるなど、国の景気対策に合わせて急増し、歳入総額における県債依存度も平成5年度以降は10%を超えている。

## (2) 歳出の状況



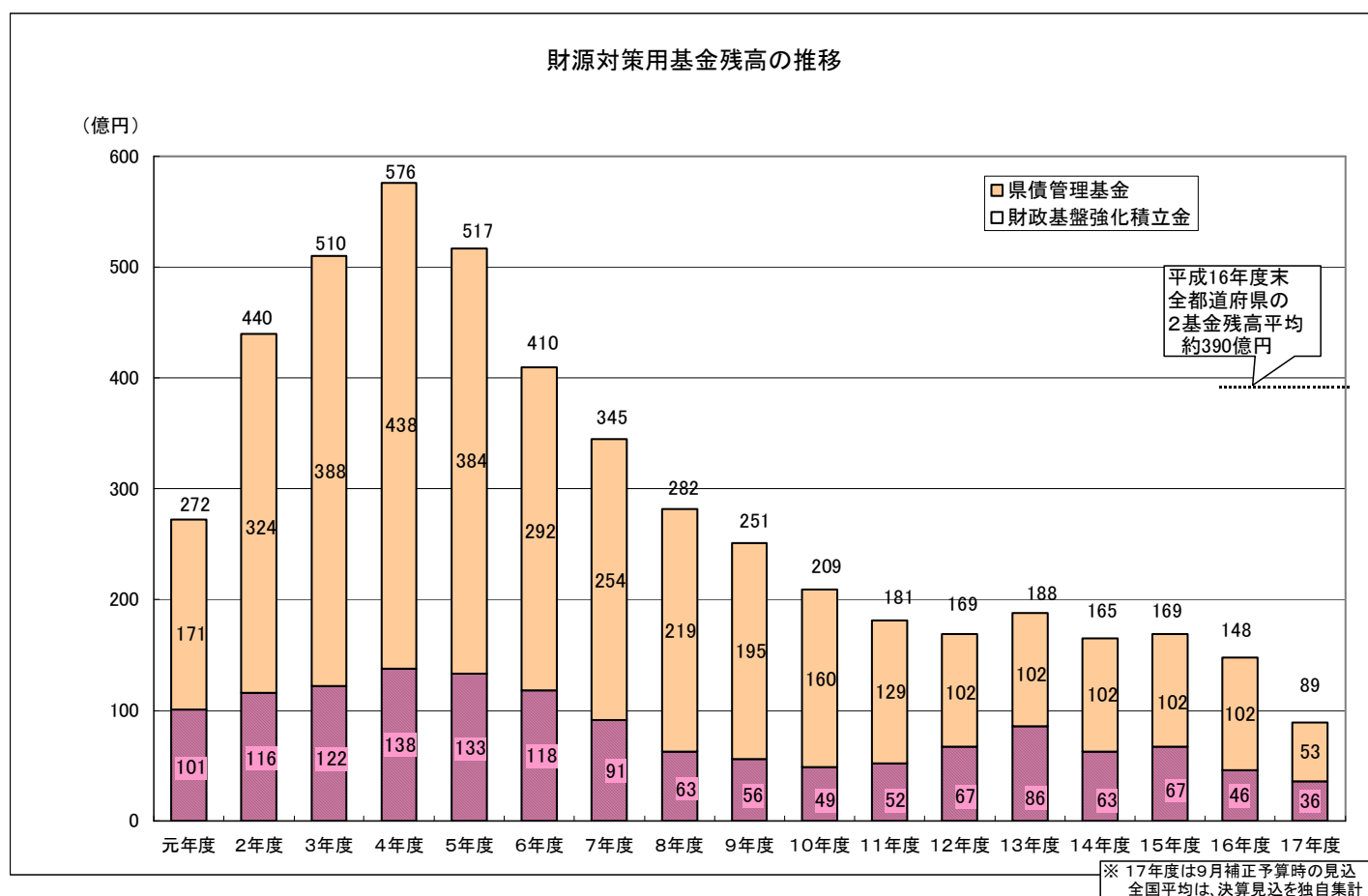
※ 17年度は9月現計予算

多額の財源不足が見込まれたことに伴い、シーリングを設定して本格的な歳出削減を開始した平成15年度に急減しているが、総じてみると「人件費」「扶助費」「公債費」の義務的経費の占める比率が高い。

「普通建設・補助」は、景気対策のために平成4年度から高水準を維持してきたが、平成15年度は、国の公共事業縮小などで平成元年度を下回る1,000億円未満の水準にまで急減している。また「普通建設・単独」は、国の景気対策に連動して急増し、平成14年度まで1,000億円台を維持してきたが、平成15年度には、一般財源削減の取組み本格化により、一気に平成元年度の水準にまで縮小し、以後も「普通建設・補助」へシフトさせながら削減を進めている。なお、普通建設事業費全体を中四国各県の平均と比較すると、従来から本県の方が高水準を維持しているうえに、近年は本県より急ピッチで削減に取り組む県も多いことから、平成16年度においても本県の方が一般会計ベースで140億円程度多い状況にある。

「補助費等」は、税収関連交付金や扶助費以外の社会保障関係経費を含むこともあり、増加基調となっている。

### (3) 財源対策用基金の状況

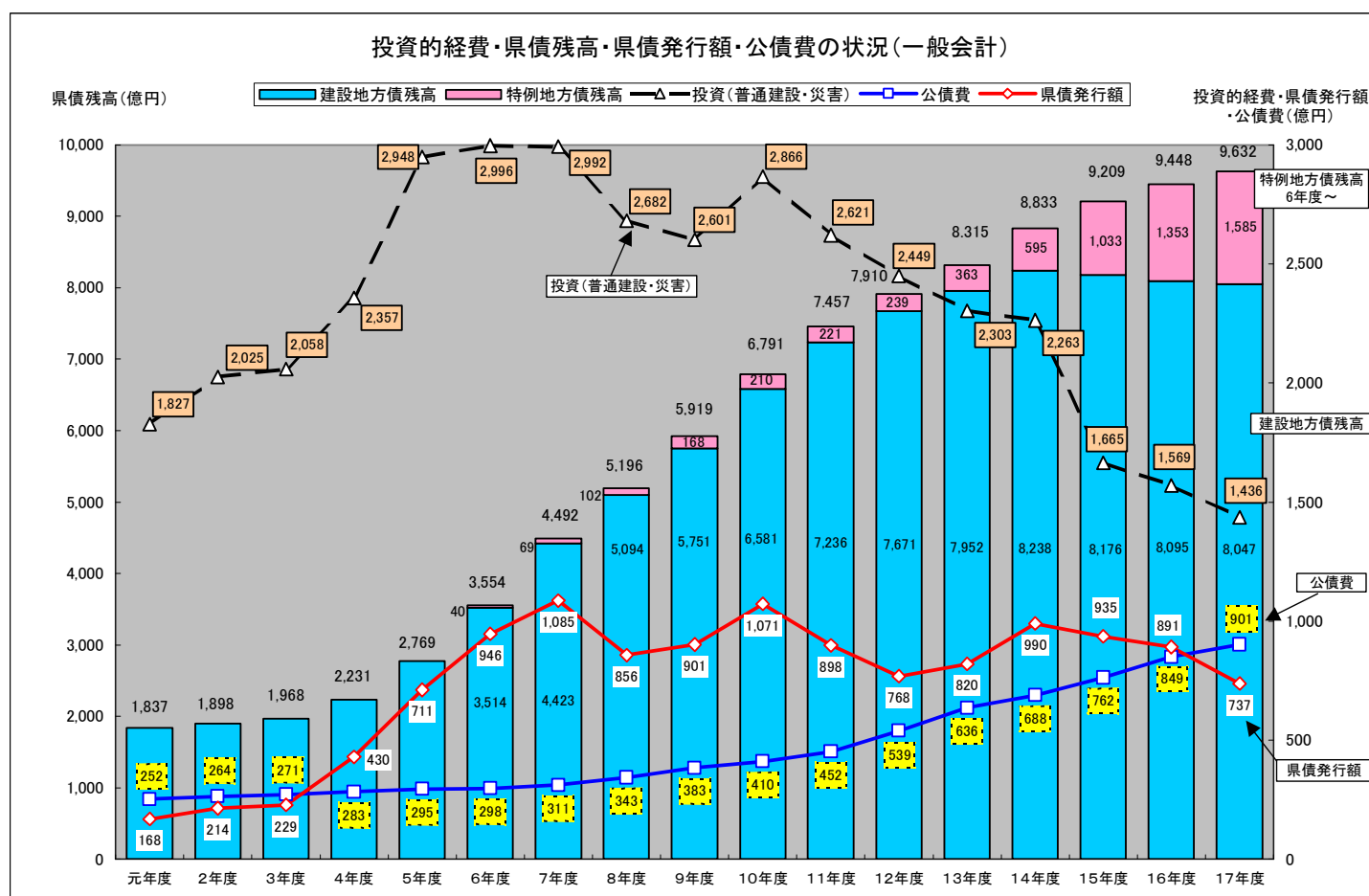


基金は、家計における預貯金に相当し、特に財源対策用基金「財政基盤強化積立金」「県債管理基金」は、安定した財政運営のために不可欠であり、収支不均衡が生じる財政構造に陥った場合、仮に残高が十分にあれば、歳入歳出両面の改善策と、基金繰入を適切に組み合わせることによって中長期にわたって徐々に解消する、いわゆるソフトランディングを可能にするものである。

本県の財源対策用基金残高は、バブル崩壊前後に増加して平成4年度にピークを迎えた後、公債費への充当や景気対策への財源補填などのために取り崩しが続き、平成16年度末には150億円を下回るまでに減少している。

全都道府県における財源対策用基金の残高平均が約390億円であることからすると極端に少なく、巨額の財源不足をソフトランディングで解消させることは困難な水準であり、実質的には枯渇状態にあると言える。

#### (4) 県債残高及び公債費等の状況



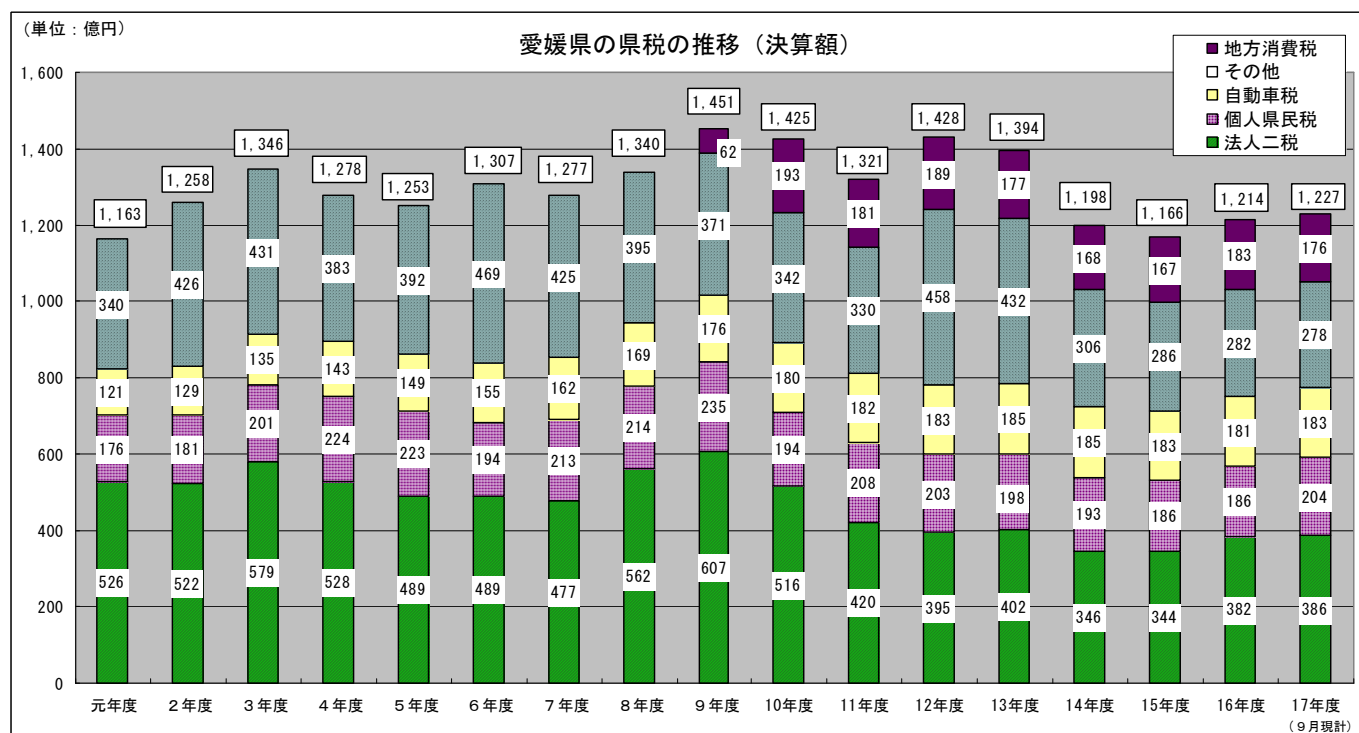
\*NTT無利子貸付金及び借換債を除く  
 \*16年度までは決算(見込み)で、17年度は9月現計予算

平成4年度以降は、国の景気対策等に呼応して投資的経費が高水準にあったことから、県債発行額も同時期より急増し、平成7年度と平成10年度には1,000億を突破するなど、ほぼ相似の形で推移している。

また、県債残高をみると、建設地方債残高は投資的経費に連動して平成4年度頃より急増し、平成14年度を境に、投資的経費の減少開始からやや遅れて微減基調に入ったが、平成6年度から加わった減税補てん債などの特例地方債が、臨時財政対策債が導入された平成13年度以降に急増していることから、残高全体としては累増傾向にある。

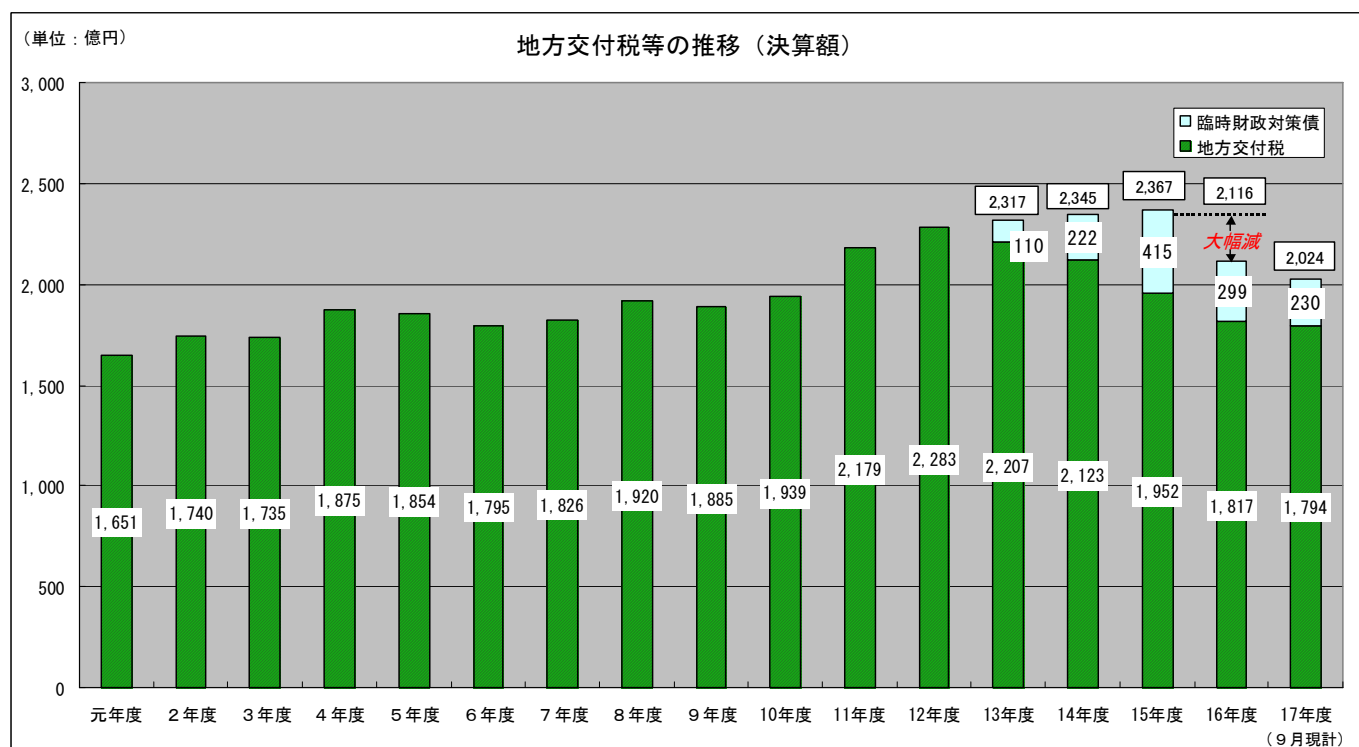
公債費の推移は、据置・償還期間があるために県債残高の動きに対して時間的なずれが生じ、概ね平成10年度までは漸増であったが、平成11年度頃から急増に転じ、平成16年度には、平成元年度からみて約600億円の増、3.4倍にまで達している。

## (5) 県税収入の状況



自主財源の柱である「県税」は、法人二税（法人県民税、法人事業税）が景気変動の影響を受け易いこともあり、平成9年度の1,451億円をピークとして、平成15年度には平成元年度と同水準まで落ち込んでいるが、これを底に、平成16年度では回復の兆しがみられる。

## (6) 地方交付税の状況

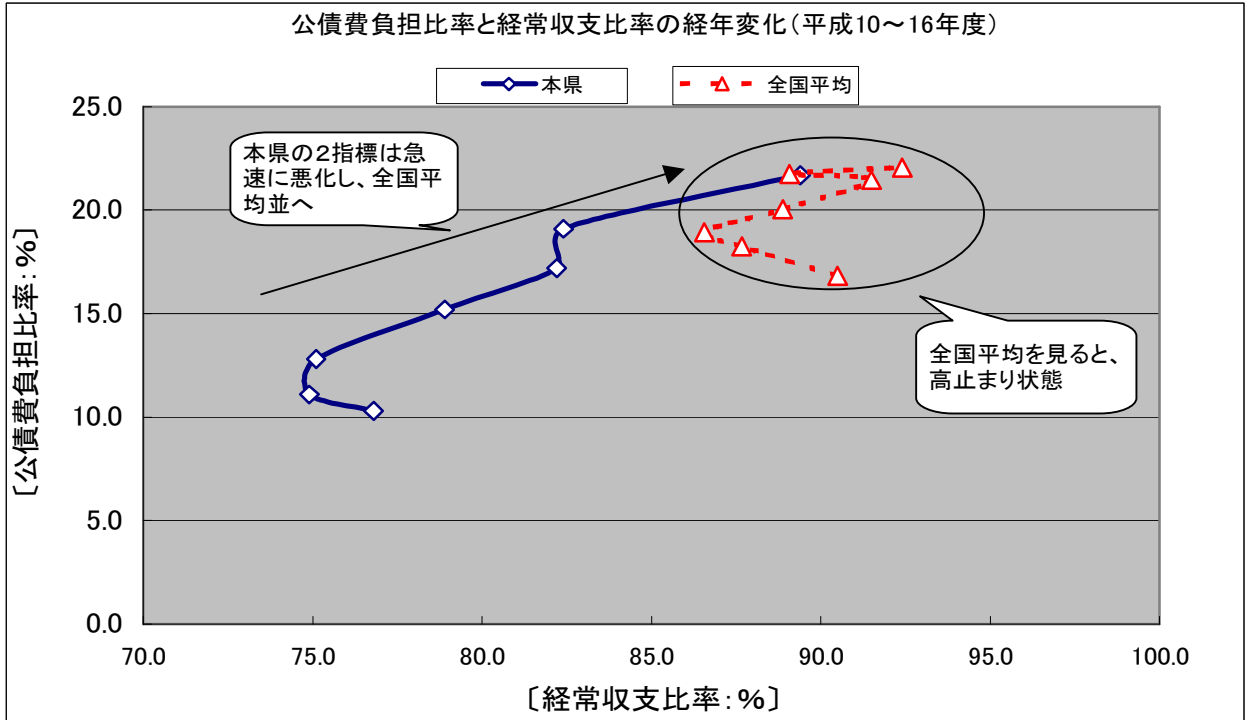


「地方交付税」は、その一部の振替として平成13年度に「臨時財政対策債」が導入されており、平成13年度から15年度は2,300億円を上回る規模で推移していたが、平成16年度には、三位一体改革に伴い250億円以上もの大幅な削減が行われた。

(7) 財政指標の状況

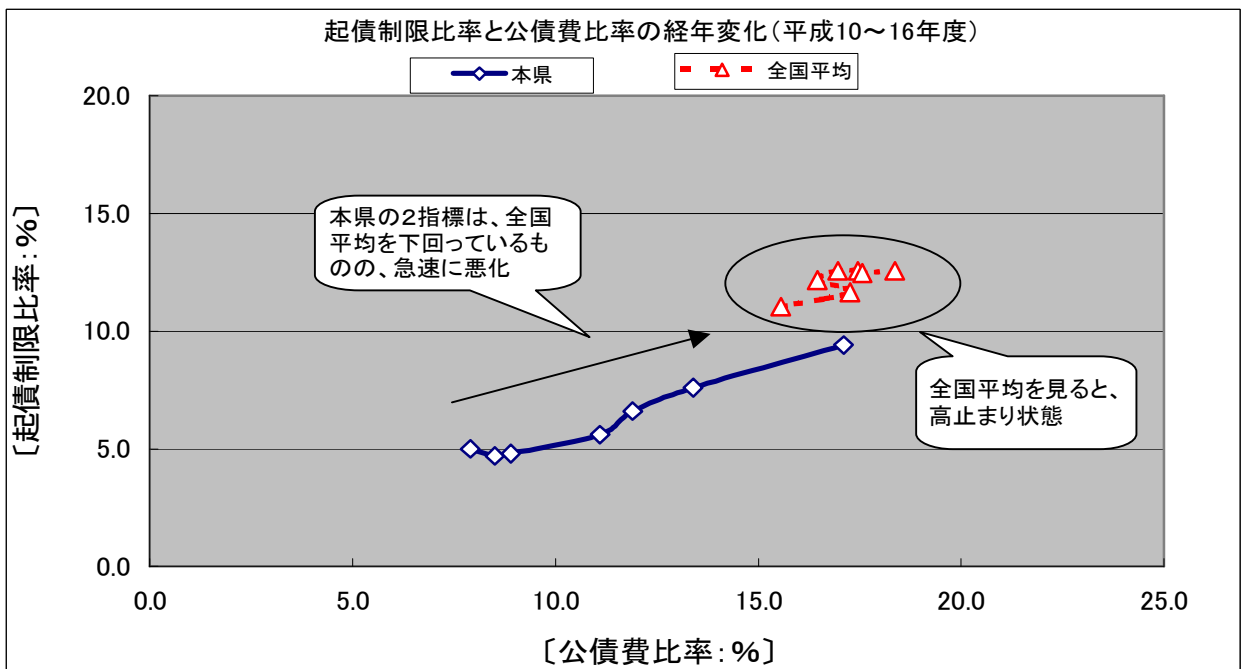
<経常収支比率と公債費負担比率の経年変化>

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
経常収支比率(愛媛県)	76.8	74.9	75.1	78.9	82.2	82.4	89.4
公債費負担比率(愛媛県)	10.3	11.1	12.8	15.2	17.2	19.1	21.7
経常収支比率(全国平均)	90.5	87.7	86.6	88.9	91.5	89.1	92.4
公債費負担比率(全国平均)	17.1	18.5	19.2	20.3	21.7	22.0	22.3



<公債費比率と起債制限比率の経年変化>

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
公債費比率(愛媛県)	7.9	8.5	8.9	11.1	11.9	13.4	17.1
起債制限比率(愛媛県)	5.0	4.7	4.8	5.6	6.6	7.6	9.4
公債費比率(全国平均)	15.6	17.3	16.5	17.0	17.5	17.6	18.4
起債制限比率(全国平均)	11.1	11.7	12.2	12.6	12.6	12.5	12.6



各指標全体を通してみると、全国平均との比較では、いずれの指標も下回っており、本県の財政状況は健全性、弾力性を確保していると判断できる状況にあるが、これら指標は、単年度の財政運営の結果を反映しているに過ぎないものであり、将来にわたる財政の健全性まで担保するものではない。

現に各指標とも悪化基調であり、特に平成13年度からは公債費や社会保障関係経費といった義務的経費の増大を反映し、全国平均を上回る急速な悪化がみられる結果となっており、財政構造の弾力性が失われつつあることを示している。

また、「公債費負担比率」「公債費比率」においては、それぞれの警戒ラインを突破しており、公債費が一般財源を急激に圧迫していることを明示している。

なお、「起債制限比率」については、20%を超えた場合、一般単独事業に係る県債の発行が原則として許可されないことになっており、現時点での本県の数値は余裕があるように見えるが、近年の悪化幅を勘案すると、今後、注視していく必要がある。

## 財政指標について

### 経常収支比率

県税・地方交付税等の経常的な収入のうち、どの程度が人件費、扶助費、公債費等の義務的な経費に充当されているかという財政構造の弾力性を測定する比率で、80%程度が望ましいとされている。この比率が高いほど財政構造の弾力性がなく硬直化していると判断できる。

### 公債費負担比率

公債費(元利償還金)に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合で、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。

### 公債費比率

標準財政規模(県税・地方交付税等)に対する公債費(元利償還金)に充当された実質的な一般財源(基準財政需要額に算入された元利償還金を除いた額)の比率を見ようとするもので、公債費による財政負担の度合いを判断するものである。この比率が20%を超えると赤信号という意見がある。〔起債制限比率と考え方は同じ〕

### 起債制限比率

標準財政規模(県税・地方交付税等)に対する公債費(元利償還金)に充当された実質的な一般財源(基準財政需要額に算入された元利償還金を除いた額)の比率を見ようとするもので、公債費による財政負担の度合いを判断するものである。過去3ヵ年度の平均を用い、この比率が20%以上になると起債制限を受ける。



## 2 財政が危機的状況に直面した要因

バブル崩壊後、本県は国と連動した景気対策に加え、都市部と比較して立ち後れた社会資本を整備するため、公共事業等に取り組んできたが、その際に発行した県債を償還するための公債費が平成11年度頃より急増し、構造的に財源不足を生じさせる要因の一つとして、財政運営に重くのしかかっている。

こうした中、平成15、16年度の各当初予算編成前には、公債費や社会保障関係経費などの義務的な経費の増嵩や県税収入の伸び悩みなどにより、それぞれ259億円、225億円もの大幅な財源不足が見込まれたため、県に裁量のある経費を対象にして厳しいマイナスシーリングを設定し、部局の責任による事務事業削減を中心に収支不均衡の解消に努めてきた。

ところが、平成16年度当初予算編成の終盤に判明した三位一体改革の具体的内容は、国による地方交付税等の一方的な削減などの全国的に深刻な影響を与えるもので、本県においては、予想をはるかに上回る約270億円もの影響額となった。

これにより著しく拡大した財源不足には、緊急避難的な措置として基金繰入の増額等で対応し、ぎりぎりの予算編成を行ったが、結果的にみれば平成15、16年度当初予算編成のために積み重ねた収支不均衡解消のための歳出削減努力は無に帰したも同然となり、さらに財源対策用基金が払底に近い状態となった。

その深刻な影響は「中期財政見直し平成16年10月見直し」に数字となって現れ、予算編成を前にした平成17年度の財源不足額は271億円、さらに同年度から平成20年度までを累計すると1,500億円以上もの巨額の不足額が見込まれた。

加えて、この見直し時点では平成17年度の三位一体改革、特に地方交付税改革の動向も不透明な状況にあったことから、平成17年度当初予算編成の着手にあたっては、「事実上の財政破綻のシグナルが点滅を開始した」との認識に立ち、3年連続となる厳しいマイナスシーリングを設定、ゼロベースから事務事業を見直すとともに、行政サービス水準の急激な低下を可能な限り緩和するため、知事公舎をはじめとする県有施設の計画的な売却等、臨時的収入の確保を最大限図るなどして対応した。

しかし、一旦振り出しに戻った収支均衡に向けた取組みは、改めて第一歩を踏み出したに過ぎず、一方で県に裁量のある経費へ充てるための一般財源は急激な減少をみせており、従来からの査定を主体とした予算編成方法と、マイナスシーリングを組み合わせての歳出削減は、この編成作業で限界に達したと言える。

### これまでの財政健全化に関する主な取組み

- 平成11年度：「愛媛県財政健全化指針」を策定、県債発行の抑制などによる財政健全化に注力
- 平成15年度：財政健全化に全庁で取り組むための庁内組織「健全財政推進本部」設置

#### 〔行政改革の推進〕

- 平成8年度：地方分権の時代にふさわしい行政システムの確立を目標に「行政改革大綱」策定
- 平成10年度：財政の健全化に向け、事務事業の見直しを柱とする「新行政改革大綱」策定
- 平成13年度：過去の大綱策定時の想定をはるかに上回る財政状況の悪化を踏まえ、最小のコストで最大の県民満足を提供する「地域経営体」としての体質の改善・強化を図るため、「行政システム改革大綱」策定

#### 〔定員の適正化〕

- 平成14年度から平成17年度までの4年間で一般行政部門の職員数を2%(92人)削減する定員適正化計画を、1年前倒しで達成

### 3 今後の財政見通し

#### 愛媛県中期財政見通し (平成17年度10月見直し)

(単位:億円)

区 分		年 度	16 (決算見込)	17 (予算)	18	19	20	21
歳 入	1. 県税		1,214	1,227	1,287	1,317	1,354	1,390
	2. 地方交付税等		2,116	2,024	1,921	1,894	1,851	1,773
	地方交付税		1,817	1,794	1,693	1,666	1,623	1,545
	臨時財政対策債		299	230	228	228	228	228
	3. 県債		592	507	494	484	490	502
	4. 国庫支出金		1,130	1,046	924	899	890	877
	5. その他		1,400	1,491	1,590	1,592	1,595	1,595
	<b>合計 (A)</b>		<b>(6,370)</b>	<b>(6,171)</b>	<b>(6,148)</b>	<b>(6,118)</b>	<b>(6,119)</b>	
			<b>6,452</b>	<b>6,295</b>	<b>6,216</b>	<b>6,186</b>	<b>6,180</b>	<b>6,137</b>
歳 出	1. 義務的経費		2,898	2,947	3,005	3,087	3,116	3,088
	人件費		1,893	1,902	1,918	1,941	1,945	1,921
	扶助費		156	144	137	139	142	145
	公債費		849	901	950	1,007	1,029	1,022
	2. 投資的経費		1,569	1,436	1,421	1,358	1,332	1,306
	補助事業		751	740	761	709	687	666
	直轄事業負担金		164	160	162	157	153	148
	単独事業		564	434	455	449	449	449
	災害復旧事業		90	102	43	43	43	43
	3. その他		2,017	2,086	2,110	2,132	2,157	2,186
	社会保障関係経費		309	413	451	470	493	517
	税関係交付金		381	355	365	370	376	383
	その他経費		1,327	1,318	1,294	1,292	1,288	1,286
		<b>合計 (B)</b>		<b>(6,554)</b>	<b>(6,442)</b>	<b>(6,518)</b>	<b>(6,547)</b>	<b>(6,559)</b>
			<b>6,484</b>	<b>6,469</b>	<b>6,536</b>	<b>6,577</b>	<b>6,605</b>	<b>6,580</b>
	<b>財源不足額 (C)=(A)-(B)</b>		<b>(△184)</b>	<b>(△271)</b>	<b>(△370)</b>	<b>(△429)</b>	<b>(△440)</b>	<b>(0)</b>
			<b>△ 32</b>	<b>△ 174</b>	<b>△ 320</b>	<b>△ 391</b>	<b>△ 425</b>	<b>△ 443</b>

※ 上段 ( ) 書きは、16年10月見直し後の額

「中期財政見通し平成17年10月見直し」をみると、平成17年度予算編成における歳出削減努力により、平成18年度の財源不足見込額は「16年10月見直し」時から50億円程度圧縮されているが、それでもなお320億円もの不足額が予想されており、平成18年度から平成21年度までの不足見込額合計は1,600億円近くに達している。その主要因として、歳入では、県税収入が穏やかな増収基調にあるものの低成長下では大幅な伸びを期待できず、平成17年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」で「累次の『基本方針』に基づき、国の歳出見直しと歩調を合わせて地方歳出を見直し、地方交付税を抑制する等の改革を行う」とされているように、地方交付税の減少が見込まれること、歳出では、公債費や社会保障関係経費が引き続き増加するほか、平成18年度から平成20年度にかけては、いわゆる団塊の世代の退職が増加することによる人件費の増も見込まれるためである。

こうした財源不足額は、従来どおりの対応では来年度以降の予算編成が不可能に近い状況にあることを意味し、さらには、三位一体改革に関する国等での議論の推移から、今後も平成16年度当初予算終盤のような想定を超える事態が生じる可能性を排除できず、著しい影響を受けた場合、財源対策用基金が枯渇に近いために財政再建準用団体への転落という危機的事態も起こり得ることを示している。財政再建準用団体になると、財政運営が事実上、国の管理下に入り、県内経済や県民生活に多大な影響を及ぼすことから、何としてもこれを避ける必要がある。

財政再建準用団体とは

標準財政規模(一般財源の標準規模)5%以上の赤字で転落…本県の標準財政規模は約3,000億円  
→ 約150億円

財政再建準用団体に転落すると、短期間で強制的な再建策を実施

- 予算編成や執行が事実上、国の管理下に
- 職員数の削減や給与カットなど、人件費の削減は当然
- 国の基準を超えて実施している事業や県独自の事業などは、廃止又は大幅縮小
- 地方債の発行が制限され、道路や河川などの公共事業、学校などの社会施設整備などは実質不可能

再建取組みは、急激で否応ない行財政の縮小を意味し、県だけの問題に留まらない

- 県内経済や県民生活への負荷は相当なものとなるなど、深刻な影響

## II 財政構造改革の目標と方向性

### 1 財政構造改革の意義と目標

財政運営上の当面の課題は、巨額の財源不足により現実味を増した財政再建準用団体転落の危機を回避するとともに、国庫補助負担金削減及び税源移譲の問題や地方交付税制度の見直しなど、三位一体改革の動向にも適切な対応を図ることである。

また、経済の低成長が続き、少子高齢化に伴う人口減少時代の到来が現実のものとなる中、分権型社会システムへの転換も進む状況での県の望ましい姿として、行財政改革による一層のスリム化が求められており、さらに財政面では、財源対策用基金の繰入に依存しない予算編成を実現し、新たな行政ニーズにも的確に対応できる持続可能な財政構造の確立が必要となる。

こうした課題の解決を図るには、従来手法による取組みでは不十分であり、財政構造の抜本的な改革を、柔軟な姿勢で集中的に実施する必要がある。

#### (1) 目標

財政再建準用団体に転落の危機を回避するとともに、基金の繰入に依存しない持続可能な財政構造への転換を図る。

#### (2) 対象期間

平成18年度～平成21年度

※ 構造的な収支不均衡を生む主因の一つの公債費が、ピークを迎える平成20年度(見込み)を含む4年間を設定するが、直ちに取組み可能なものは平成17年度から前倒し実施

#### (3) 基本方針の見直し等

国、地方を取り巻く財政環境は厳しく、三位一体改革をはじめ、各種の構造改革が取り組まれており、今後の財政状況も大きく変化することが考えられるため、毎年10月に見直す「中期財政見通し」に基づき、予算編成過程の中で収支改善目標額や具体的取組み内容も毎年度見直すものとする。

### 2 改革に向けた基本的方向性

#### (1) 歳出対策

これまでの取組みにおいては、県に裁量のある経費を中心に、一般財源の削減を図ってきたが、県の役割の独自性を発揮する上で、あるいは今後とも新しい財政需要に対応していく必要を考えると、裁量のある経費だけで削減額を達成することには無理が生じていることから、これまで直接的に削減の対象としてこなかった義務的な経費についても本格的に抑制を図る。

##### ① 内部努力を徹底

簡素で効率的な行政運営を目指し、これまでも社会情勢の変化に対応した機関・組織の見直し、定員適正化計画の前倒し実施、特別職の給料及び管理職手当の一部削減などに取り組んできたが、厳しさを増す財政状況下、最小のコストで最大の行政効果を追求するには、事業に充てる財源は自ら捻出するという発想に

立ち、人件費や施設の維持費など、内部管理経費の徹底した見直しが必要不可欠である。

このため、スリムな行財政運営を前提にした組織の簡素化と定員の削減、施設設置の意義や必要性の検証、徹底した無駄の排除など、行政コスト圧縮に関連する項目全般からの見直しを行う。また、財政の危機的状況に対応するための臨時的な職員給与の抑制を検討する。

## ② 事務事業を公的関与の必要性の観点から見直し、「選択と集中」を徹底

市町村合併や三位一体改革が進展する中、事務事業における県の公的関与や役割について、改めて確認する必要がある。行財政運営における国や市町村、団体等との役割分担を明確化し、これからの時代に県が求められるサービス内容と水準に沿ったものとなるよう、全ての事務事業の見直しを図る。民間との関係については、指定管理者制度の導入等の流れを踏まえ、民間に委ねられるものは民間に委ねるとの前提で、NPOとの協働やアウトソーシングを検討する。

また、限られた財源で多様化する行政需要の全てに対応することは不可能であり、効率的・効果的に行政サービスを提供するためには、緊急性や必然性の乏しいものから廃止又は休止・凍結するなど、予算化する事務事業数の絞り込みによる「選択と集中」を徹底していく。

このほか、今回の危機的状況の一因となった公債費の増嵩に歯止めをかけ、将来世代に対する過大な負担を防ぐ必要から、投資的経費の抑制を継続して行かざるを得ず、緊急性や費用対効果等の観点から事業の優先度を判断するなどにより、効率的・重点的な社会基盤整備を図る。

なお、対象期間中は改革の実現を優先すべきであり、計画段階の大規模事業（県有施設整備、全国規模のイベント等）は、現下の財政見通しでは実施に要する巨額の財源を改革目的以外で別途捻出することが困難なため、原則凍結とするが、一方で改革が単なる縮み指向に陥ることを防ぎ、重点化が必要な施策分野の事業展開などに対応するため、当初予算編成において確保可能な一般財源の範囲内で、これまでと同様、重要政策の新規事業に向けた「特別枠」を設定する。

## (2) 歳入対策

従来から県税収入の確保、計画的な県有財産の売却による財産収入の確保などに努めてきたところであり、引き続き、広範な視点からの取組み強化を図る。

### ① 県税収入の確保と受益者負担の適正化

自主財源の根幹をなす県税については、税収拡大に向け、課税自主権の発揮に向けた検討や、公平の原則に基づく課税・徴収両面からの取組みを強化するほか、施設利用などでの使用料・手数料は、限られた行政サービスの受益者が負担するに相応しい対価の設定を図る。

### ② 県有財産の売却等と、新たな収入源の開拓

市場動向に留意しつつ、県有財産の計画的売却を一層進めるほか、他県等でも導入が進む広告料等、新たな収入源の確保に努める。

### ③ 県債の適正な活用

財政健全化のためには、臨時財政対策債などの地方財政措置によるものを除き、

「県債発行の抑制」が重要な課題であり、投資的経費の抑制や自主財源の確保などを通じ、できる限り県債に頼らない予算編成に努める。

ただし、現下の危機的状況にあつては、歳入歳出両面から可能な改善努力を行った上で、なお不足する財源の確保策として、最小限の範囲で新たな県債の活用を図る。

#### ④ 基金の活用

これまで、財源不足を補うために活用してきた財源対策用基金の枯渇に近い減少は、財政運営の柔軟性を奪う足枷ともなっており、地方交付税等が抑制される中、財政再建準用団体への転落回避や大規模災害時の補正予算対応など、緊急事態への備えとしては、できるだけ早期に200億円規模の残高確保が望ましい。

このため、可能な限りの積立はもちろん、当面は予算編成段階で活用しつつも実際の取り崩しを圧縮し、極力温存を図る。

また、その他の基金は、既に一部で活用を行っているところであるが、他県の例を参考にするなどして、設置目的を踏まえながら更なる活用拡大を検討する。

#### (3) 県民等の理解促進

今後、具体的に財政構造改革の取組みが進展すれば、行政サービス水準の大幅な低下など、県民生活や市町、団体、企業等への影響は避けられない。

しかしながら、財政再建準用団体へ転落した場合に及ぼす影響の深刻さは、自主的な改革以上であることから、取組み現状などを積極的に説明し、改革への理解を得ていくことが肝要であり、県民等の視点に立った情報の提供・共有に努める。

#### (4) 庁内の取組み体制及び新しい予算編成方法の導入

改革の確実な達成を期すため、平成15年度に設置した庁内組織「愛媛県健全財政推進本部」を中心に、全庁一丸となった取組みを展開する。

また、義務的な経費までも視野に入れた歳出削減の具体的作業は、当面の財源不足解消を図るだけでなく、持続可能な財政構造へ転換するための手段であり、予算要求段階での部局の役割はこれまで以上に大きくなるほか、限られた財源の配分を全庁規模で調整する機能も重要になる。そこで、部局による「選択と集中」の実効を確保すると同時に、その結果を最大限尊重するため、事務事業の成果・実績などに対する行政評価と連動した新しい予算編成方法を導入する。

さらに、改革の対象期間中は特に、年間の一般財源所要額を当初予算段階で把握することが重要になるほか、新しい予算編成方法の特性を活かすため、当初予算は「年間総合予算」を原則とし、補正予算は情勢変化への対応など、緊急性の高いものの主体の編成とする。

### Ⅲ 財政構造改革の具体的取組み

#### 1 歳出の削減

##### (1) 内部努力の徹底(行政のスリム化・効率化)

###### ① 総人件費の抑制

###### i 組織の簡素化、定員の削減

- 市町村合併の進展などに応じた地方局の再編統合など、組織の統廃合
  - \* 現在の5地方局は、平成20年4月に東・中・南予を基本とする圏域ごとに1局ずつ配置する3局体制への再編統合を検討
  - \* 施策の重点化や事務事業の見直しに応じた組織の見直し
- 定員適正化計画の前倒し実施
  - \* 平成17～平成21年度の5年間で、一般行政部門の職員数の10%にあたる450人程度を削減する現計画を、できるだけ前倒しして実施
  - \* 公営企業管理局、教育委員会及び警察本部についても知事部局に準じた定員の適正化と前倒しに努力
- 臨時職員の削減
  - [ \* 組織の簡素化、事務事業の見直し等に合わせて検討・実施

###### ii 職員給与の抑制

- 財政の危機的状況に対応するため、職員給与の減額を臨時的に実施し、総人件費を抑制
  - [ \* 平成18年度～平成21年度に、全職員を対象とした給与減額措置を実施

###### iii 諸手当などの見直し

- 国の動向や社会情勢及び勤務環境の変化等を勘案して諸手当などの給与制度の点検を実施

###### ② 内部管理経費の削減

###### i 県が設置する施設の見直し

- 機関、組織の統廃合、施設の利用状況、市町村等との役割分担等を踏まえ、県が設置、運営する必要性を抜本的に見直すとともに、維持管理経費の更なる節減を実現
  - [ 公の施設は、民間有識者等で構成する検討機関を設け、まずは直営施設を対象として、平成18年度末を目標に以下の項目等を検討
    - \* 各施設の存廃について
    - \* 存続すべきとされた施設への指定管理者制度導入や統合について
    - \* 運営コストの具体的な削減策について
- E S C Oなど、費用対効果が期待できる施設省エネルギー化策の積極的な導入

## ii 業務効率の向上

- 総務系業務の徹底した見直しを図り、庁内で共通的に処理する庶務、給与、物品調達などの業務は、集中化、システム化、アウトソーシング化を推進
  - 〔 \* 平成17年度、旅費事務のシステム試行運用、総務事務センター(仮称)設置準備を予定するなど、計画的に展開
- 仕事の進め方を見直し、超過勤務の縮減に向けた取組みを強化するほか、庁内LANの活用等、業務効率の向上を図り、行政コストを圧縮
  - 〔 \* 週2日のノー残業デー、日曜日の原則庁舎立ち入り禁止などによる緊急時以外の超過勤務削減を徹底
  - 〔 \* 紙から電子ファイルへの移行など、情報化メリットを最大限活用

## (2) 事務事業の徹底的な見直し

### ① ゼロベースからの見直しによる「選択と集中」

- 県の公的関与の必要性、緊急性などについて、全ての事務事業を見直し
  - 〔 \* 廃止・休止を前提とする事務事業数の絞り込みによって「選択と集中」を実現するとともに、全ての事業に終期を設定
  - 〔 \* 成果が不十分な事業、サービス水準の過大な事業は廃止又は内容見直し
  - 〔 \* 緊急性のない事業は休止・凍結
- 予算を伴わず、知恵と工夫による「ゼロ予算事業」の構築推進

### ② 県単独補助金等の見直し

- 市町、団体などへの補助金等は、地方分権時代にふさわしい役割分担の観点から廃止を前提に見直し(公共事業に対する県任意継ぎ足しを含む)
  - 〔 \* 廃止できない場合は、補助金等の統合や全国最低水準への補助率引き下げなどを検討
- 社会保障関係経費の補助金は、県の裁量部分について社会状況の変化に応じた制度の見直し等により増嵩を抑制
- 全国知事会における論議の推移を見守りつつ、国の外郭団体等への負担金を見直し
  - 〔 \* 参画団体が少ないものは、継続の必要性等の観点から、先行して見直し
  - 〔 \* 都道府県で構成する任意団体などについても見直し

### ③ 投資的経費の見直し

#### i 投資規模の縮小

- 公共事業などの投資的経費の更なる削減
  - 〔 \* 後年度における公債費の増嵩を抑制、さらには明確な縮小基調に転じさせるため、普通建設事業の水準を当面、中四国平均程度へ削減
  - 〔 \* 地域経済への影響を緩和するため、事業者の経営基盤強化や新分野進出への支援策などを継続、強化
- 新規事業の導入や新規箇所について、事前調整を徹底
  - 〔 \* 新規凍結を前提に、事業の必要性や効果について、後年度の事業費増加や維持管理費、将来世代の公債費負担に見合ったものか等、徹底した事前調整を実施



## ii 投資の重点化

- 緊急性や費用対効果等の観点から事業分野等の優先度を判断するなどして効率的・重点的な社会基盤整備を実施
  - 〔 \* 整備スピードを落とすことが可能な事業分野については、計画期間の延伸等を図り、優先度の高い分野へ当面シフト

## iii 工事コストの縮減

- 国補の基準等の制約を受けない工事については、本県の状況に応じた規格や水準で整備を図るなど、工事コストを縮減

## ④ 大規模事業等の見直し

- 部局において計画中の大規模事業（県有施設整備、全国規模のイベント等）は、既に事業着手（決定）済のものを除き、新規着手を原則凍結
  - 〔 \* 部局が事業着手の必要ありと判断する場合には、「選択と集中」の考え方に基づき、自らが事務事業の廃止等により必要な財源を捻出
- 着手（決定）済の大規模事業は、事業期間の延長を検討
- その他の一般財源額が大きい継続事業は、圧縮や平準化等の実現に向け、制度を含めて個別に見直し

## (3) 予算執行段階での節減努力

- 平成17年度当初予算編成時に職員へ呼びかけた経費節減のための緊急提案募集結果の中から効果の高いテーマを抽出し、「捨てない 使わない 無駄にしない」を徹底するために「NOT3（ノットスリー）運動」を実施するなど、経費全般の削減努力

## (4) その他の取組み

### ① 公債費の増嵩抑制

- 投資的経費の削減を通じ、県債の新規発行を抑制
- 後年度の公債費を平準化するため、新規発行債の30年償還一部導入を継続

### ② 特別会計・企業会計の見直し

- 存在意義を踏まえた事業内容や計画等の見直し
- 事業・経営の合理化や経費の節減
- 繰出基準への引き下げなど、一般会計繰出金の抑制を検討

### ③ 公社等外郭団体の見直し

- 廃止・存続・統合など、あり方を全面的に検討
- 存続又は統合する場合は、県の人的・財政的関与を縮小

## 2 歳入の確保

### (1) 県税収入の確保

#### ① 課税自主権の発揮

- 新税創設、超過課税の検討
  - 〔 \* 全国的な動向を踏まえつつ、産業廃棄物税などの新税導入や超過課税について検討

## ② 税負担の公平性確保と徴収率の向上

- 課税対象の的確な捕捉
- 時期に応じた自主納税の促進活動を強化実施
  - 〔 \* 自主納税を拡大するため、自動車税納期内納付キャンペーンや口座振替促進運動などの実施
- 滞納額の縮減
  - 〔 \* 平成18年4月から、県と市町が協働して徴収を確保するための組織「地方税滞納整理機構(仮称)」を設立予定
  - 〔 \* 「愛媛県徴収確保対策本部」を設置し、大多数の納期内納税者の視点に立って、滞納処分を前提とした整理活動を強力に展開
- 社会経済情勢の変化に即した税制上の減免基準の見直し

## (2) 受益者負担の適正化

- 使用料・手数料の見直し
  - 〔 \* 利用者等の受益に応じた負担の適正化を図るため、現在無料のものや減免規定を含めて見直し
- 事業執行における特定の受益者の適正負担を徹底
  - 〔 \* 講習会におけるテキスト代の実費徴収等

## (3) 県有財産の売却・利活用

### ① 県有財産の計画的売却

- 市場動向に留意しつつ、県有財産の更なる計画的売却を推進

### ② 県有財産の利活用

- 事業凍結で一定期間活用しない土地等は、貸付などを実施
- 機関の統廃合で利用しなくなった施設は、他への転用や貸付・譲渡を実施

## (4) 新たな収入源の開拓

- 広告料収入の確保
  - 〔 \* 県広報媒体への広告の掲出、ネーミングライツ(施設命名権)販売制度など

## (5) 県債の適正な活用

- 初めて財政健全化債(平成18年度からは行政改革推進債)を発行

## (6) 基金の活用

- 財源対策用基金は、可能な限り積立ながら、取り崩しは極力圧縮
- その他の基金は、設置目的等を踏まえながら活用拡大を検討
  - 〔 \* 取り崩しての充当対象事業の拡大や、現金預金の運用方法など

## (7) その他の取組み

- 徴税のノウハウを活用するなど、未回収債権の回収について取組みを強化
- 宝くじの県内における売り上げ増を図るため、普及・宣伝活動を強化

#### IV 財政構造改革による収支改善目標額と効果

##### 財政構造改革による中期財政見通しの収支改善

(億円)

区分	年度	17(予算)	18	19	20	21	18~21合計
中期財政見直し (17年10月見直し)	財源不足額 (A)=(B)-(C)	0	△ 320	△ 391	△ 425	△ 443	△ 1,579
	歳入合計(B)	6,469	6,216	6,186	6,180	6,137	24,719
	歳出合計(C)	6,469	6,536	6,577	6,605	6,580	26,298

改革による収支改善目標額 (D)=(E)-(F)-(G)		260	310	345	380	1,295
歳入確保(E)		85	75	60	50	270
事務事業等削減(F) (単年度削減額)		△ 115 (△ 115)	△ 190 (△ 75)	△ 255 (△ 65)	△ 315 (△ 60)	△ 875 (△ 315)
臨時的給与抑制(G)		△ 60	△ 45	△ 30	△ 15	△ 150

改革後の財源不足額 (H)=(A)+(D)		△ 60	△ 81	△ 80	△ 63	△ 284
--------------------------	--	------	------	------	------	-------

執行削減努力等での決算時改善目標額(I)		90	90	90	90	360
----------------------	--	----	----	----	----	-----

財源対策用基金等残高 〔(H)へ投入し、(I)を積立後〕	113	143	152	162	189	基金増加 76
---------------------------------	-----	-----	-----	-----	-----	------------

##### 「歳入確保(E)」の内訳(年度別見込)

県税収入の確保	15	20	20	25	80
県有財産の売却	10	5	5	5	25
受益者負担適正化、新たな収入源	0	5	5	5	15
県債の適正な活用(財政健全化債)	60	45	30	15	150
計	85	75	60	50	270

##### 「事務事業等削減(F)」の内訳(単年度削減額の年度別見込)

内部管理経費の削減	△ 10	△ 15	△ 15	△ 15	△ 55
事務事業の削減	△ 105	△ 60	△ 50	△ 45	△ 260
計	△ 115	△ 75	△ 65	△ 60	△ 315

##### 【「改革による収支改善」の考え方】

- 各年度の「改革後の財源不足額(H)」を85億円未満に圧縮したうえで、予算では、同額の財源対策用基金等の投入(繰入)を計上しても、執行削減努力等により決算段階で90億円程度の改善を図ることで、財源対策用基金等の取り崩しを極力圧縮し、望ましい基金残高 200億円に向け、着実に積立努力
- 平成21年度の構造的な財源不足額 約450億円に対し、財政再建準用団体の転落回避に必要な 300億円以上の収支不均衡解消を、改革取組みの最低ラインに設定

※ 本表における各改善目標額は一般財源の実効額ベースでの概数であり、取組み内容の具体化などのほか予算編成において変動する

※ 「財源対策用基金等残高」には、財源対策用基金以外の活用可能額を含むほか、17年度の「歳入合計」には財源対策用基金等の繰入額を含む

<参考>

中期財政見通し（平成17年度10月見直し）推計方法

〔見直しの前提条件〕

国が16年8月に示した地方財政収支の仮試算や概算要求の内容などにより試算を行った16年度10月見直しを基に、16年度決算見込み及び17年度9月現計予算に置き換え、国が17年8月に示した地方財政収支の仮試算や概算要求などにより一定の条件を仮定し、機械的に伸び率を乗ずるなどして試算したもの。

○歳入	
1. 県税	18年度は、17年度収入見込額をベースに地方財政収支の仮試算での増減率(2.7%)で試算 19年度以降は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> <li>「構造改革と経済財政の中期展望-2004年度改定」による名目経済成長率に過去の弾性値を考慮して見込む 弾性値：1.10と見込む。 〔本県税収伸び率/名目経済成長率(前年と当年の平均)〔バブル崩壊までの20年間、S46～H3年度の平均による。〕</li> <li>地方消費税：民間最終消費支出の伸びを税収の伸びと見込む。 民間最終消費支出の伸び率を名目経済成長率に弾性値を乗じて見込む。 弾性値：0.45と見込む。 〔過去10年間の「民間最終消費支出の伸び率/国内総生産の伸び率」の平均による〕</li> <li>次の税目については、経済成長率には依らず、一定の伸び等によって個別に見込む 県民税利子割、鉦区税、県たばこ税、狩猟税(狩猟者登録税、入猟税)、核燃料税</li> </ul>
2. 地方交付税等	普通交付税は、18年度以降、税収増等の見込みに連動し試算する。 特別交付税は、18年度以降、17年度と同額として試算 臨時財政対策債は、18年度地方債計画(案)により試算
3. 県債	N T T無利子貸付金及び借換債は除く。 18年度以降 17年度9月補正予算時収入見込み額(年間見込額)をベースにして、子ども療育センター、みかん研究所及び災害復旧事業等の増減を加味 ただし、減税補てん債は、18年度地方債計画(案)により試算
4. 国庫支出金	性質別の歳出に、17年度9月補正予算時の特定財源の割合を乗じて推計
5. その他の歳入	歳出に連動するものを除き、原則として、17年度は9月現計予算額とし、18年度以降は17年度収入見込みと同額で見込む
○歳出	
1. 義務的経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>人件費 退職手当は、17年6月現在の職員について、18年3月末時点の年齢構成をもとに、過去3年間の希望退職者率等により推計した。 その他は、原則として17年度と同額と見込むが、18年度以降は、新定員適正化計画を基に試算した削減見込額を反映させる。</li> <li>扶助費 18年度以降は、社会福祉事業団への施設の譲渡等による減少の影響等を見込む。</li> <li>公債費 16年度までの借り入れ分は償還計画により、今後の借り入れ分については発行見込み分を理論計算で試算</li> </ul>
2. 投資的経費	17年度9月現計予算計上額をベースに下記の事業を考慮して見込む。 (補助事業、直轄事業) 19年度以降は、国の18年度概算要求基準での削減率(△3%)が継続されると仮定し、17年度9月現計予算額をベースに、子ども療育センター整備の事業費等を加味 18年度は、増減等のみ加味  (単独事業) 18年度以降は、17年度9月現計予算額をベースに、みかん研究所整備の事業費等を加味  (災害復旧事業) 18年度以降は、過去10年間(H7～16)の平均とする。
3. その他の歳出	物件費、維持補修費、補助費等は、原則、過去5年間の消費者物価指数の平均伸び率(△0.56%)で推計 補助費等のうち、税関係交付金(地方消費税、利子割交付金など)は税の収入見込みと連動 その他は、原則、17年度9月現計予算額をベースにして見込む。